

4 調査票

男女共同参画に関する市民意識調査

調査へのご協力をお願い

日頃から、鹿児島市政に対しましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

本市では、男女が対等なパートナーとして、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、鹿児島市男女共同参画計画を策定し、様々な取組を進めています。

今回、市民の皆様のお考えや生活の実情などを調査させていただき、今後の男女共同参画の施策に活かしてまいりたいと考えております。

この調査は、市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に選ばせていただいた3,000人の方をお願いしております。調査の結果はすべて統計的に処理いたしますので、ご回答くださったことでご迷惑をおかけすることは一切ございません。

ご多忙とは存じますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年8月

鹿児島市長 森 博幸

回答方法

※回答期限 令和2年8月28日（金）

<回答サイトのQRコード>

①インターネットで回答を行う場合

- 以下のWebサイトにアクセスし、説明に従ってご回答ください。

<https://questant.jp/q/kagoshimashi-danjyo>

※インターネットでご回答いただいた方は、本調査票での回答は不要です。



②本調査票で回答を行う場合

- 次のページの案内に従ってご回答をお願いします。
- 記入後は、同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。（切手を貼る必要はありません。）

- 調査票や封筒に、住所・氏名を記入する必要はありません。
- 封筒のあて名の方ご本人がお答えください。
- 答えられない、あるいは答えたくない設問については無回答で構いません。

<調査内容・郵送回答に関するお問い合わせ>

鹿児島市 市民局市民文化部 男女共同参画推進課

電話：099-813-0852 FAX：099-813-0937

mail：danjokyodo@city.kagoshima.lg.jp

<インターネット回答に関するお問い合わせ>

調査委託先：株式会社ライフパシフィックデザイン

電話：099-295-7131

I あなた自身のことについて

F 1 あなたの戸籍上の性別はどちらですか。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

F 2 あなたの年齢（満年齢）を教えてください。

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1. 18～19歳 | 2. 20～24歳 | 3. 25～29歳 |
| 4. 30～34歳 | 5. 35～39歳 | 6. 40～44歳 |
| 7. 45～49歳 | 8. 50～54歳 | 9. 55～59歳 |
| 10. 60～64歳 | 11. 65～69歳 | 12. 70歳以上 |

F 3 あなたのお仕事はどれにあたりますか。（○は1つ）

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 正社員・正職員 | 2. 派遣・契約社員 |
| 3. パート・アルバイト | 4. 自営業・自由業 |
| 5. 会社役員・経営者 | 6. 専業主婦（夫） |
| 7. 学生 | 8. 無職 |

F 4 あなたは結婚していらっしゃいますか。（○は1つ）

- | | | | |
|--------------------------------------|-------|-------|------------|
| 1. 結婚している（結婚していないがパートナーと暮らしている場合も含む） | 2. 離婚 | 3. 死別 | 4. 結婚していない |
|--------------------------------------|-------|-------|------------|

F 5 F 4で「1」と答えた方へおたずねします。

ご夫婦の職業についてどれにあたりますか。

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. どちらにも職業がある | 2. 自分にのみ職業がある |
| 3. 配偶者にのみ職業がある | 4. どちらも職業がない |

F 6 あなたにお子さんはいらっしゃいますか。

- | | |
|-------|--------|
| 1. いる | 2. いない |
|-------|--------|

Ⅱ 男女平等意識について

問1 男性と女性は憲法上では平等となっていますが、次にあげる①～⑦の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

※項目ごと横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	平等 になっている	不平等 な点がある	どちら ともい えない	わ か ら な い
①家庭で	1	2	3	4
②職場で	1	2	3	4
③学校(学校教育)の中で	1	2	3	4
④地域社会の中で	1	2	3	4
⑤政治の場で	1	2	3	4
⑥法律や制度の上で	1	2	3	4
⑦社会通念や慣習、しきたりの中で	1	2	3	4

問2 社会全体でみた場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか。(○は1つ)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 男性の方が非常に優遇されている 2. どちらかといえば男性の方が優遇されている 3. 平等 4. どちらかといえば女性の方が優遇されている 5. 女性の方が非常に優遇されている 6. わからない

問3 問1で「2.」、問2で「1.」「2.」「4.」「5.」のいずれかを選んだ方におたずねします。
その主な原因はどこにあると思いますか。(○は3つまで)

<ol style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">1. 男女の役割に対する考え方 <li style="width: 50%;">2. 身体的・生理的な差 <li style="width: 50%;">3. 男性・女性の性別にまつわる偏見 <li style="width: 50%;">4. 社会的な慣行・しきたり <li style="width: 50%;">5. 女性の理解不足 <li style="width: 50%;">6. 男性の理解不足 <li style="width: 50%;">7. 法律や制度 <li style="width: 50%;">8. その他 () <li style="width: 50%;">9. わからない

問4 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、どのようなことが重要であると思いますか。(〇は3つまで)

1. 法律や制度面の見直し
2. 女性／男性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念やしきたり、慣習の見直し
3. 女性の経済力の向上
4. 女性自身の自覚と知識・能力の向上
5. 女性の政治・職場・社会活動への積極的な参画
6. 企業や政府などの重要な役職への女性の登用
7. 家庭・学校での男女平等教育の充実
8. 職場内での男女平等処遇の徹底
9. 男性の理解や協力
10. 女性の就業、社会参画を支援する施設やサービスの充実
11. その他 ()
12. わからない
13. 特になし

問5 現在の法律では、夫婦は同じ姓を名乗るようになっていますが、「同姓」か「別姓」かを選択できるようにすることについてどう思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. そうすべきだと思う | 2. そうすべきでない |
| 3. どちらともいえない | 4. わからない |

Ⅲ 家庭生活について

問6 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方についてどう思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 2. どちらかといえば賛成 |
| 3. どちらかといえば反対 | 4. 反対 |
| 5. わからない | |

問7 問6で「1」「2」と答えた方におたずねします。
その理由は何ですか。(〇はいくつでも)

1. 男性は仕事、女性は家事・育児に向いているから
2. 家族を養うのは男性の責任で、子育てや家族の世話は女性の責任だから
3. 子どもの頃からそうした教育をされているから
4. 女性は仕事を持っても不利な条件に置かれるから
5. 男女の役割をはっきりと分ける方が仕事も家庭もうまくいくから
6. 社会全体にそうした風潮があるから
7. その他 ()

問8 男性が家事、育児などをする事についてどう思いますか。(〇は1つ)

1. 男性も積極的にする方がよい
2. 男性もできるだけする方がよい
3. 男性はあまりしない方がよい
4. 男性はやるべきでない
5. その他 ()

問9 現在、家庭での高齢者介護は、多くの場合女性が担っていますが、これについてどう思いますか。(〇は1つ)

1. 当然だと思う
2. 現状ではやむをえない
3. 夫や息子など男性も分担すべきである
4. その他 ()
5. わからない

問10 生活の中で「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度についておたずねします。

(1) あなたの希望に最も近いものはどれですか。(〇は1つ)

1. 「仕事」を優先したい
2. 「家庭生活」を優先したい
3. 「地域・個人の生活」を優先したい
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
8. わからない

(2) それでは、あなたの現実（現状）に最も近いものはどれですか。(〇は1つ)

1. 「仕事」を優先している
2. 「家庭生活」を優先している
3. 「地域・個人の生活」を優先している
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
8. わからない

問11 今後、男女がともに家事や子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|--|--|
| 1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと | |
| 2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと | |
| 3. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること | |
| 4. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についての評価を高めること | |
| 5. 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を充実すること | |
| 6. 労働時間短縮や休暇制度を普及させること | |
| 7. 夫婦や家族でのコミュニケーションをはかること | |
| 8. 子どもに対して、性別に関わらず家事などを積極的に行うようなしつけや育て方をすること | |
| 9. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行なうこと | |
| 10. 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること | |
| 11. 特に必要ない | |
| 12. その他 () | |
| 13. わからない | |

IV 社会活動、地域活動への参加・参画について

問12 あなたは現在、次のような活動に参加していますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 町内会・自治会の活動 | 2. 女性団体や老人クラブなどの団体活動 |
| 3. P T Aや子ども会などの青少年育成活動 | 4. 趣味やスポーツなどのサークル活動 |
| 5. 市民講座、教養講座などの講座受講 | 6. ボランティア活動 |
| 7. 子育てや環境保全などの市民活動 | 8. 政治活動、労働運動 |
| 9. 職場や学校のグループ活動 | 10. その他 () |
| 11. 特にない | |

問13 特に、女性が社会活動・地域活動に参画していく上ではどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

※参画とは、単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味です。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 女性も積極的に役職に登用する | 2. 女性が発言しやすい雰囲気づくりをする |
| 3. 男女が共に参画し協力し合える内容にする | 4. 活動するための施設等を整備する |
| 5. 家族や周囲の理解を促進する | 6. 接待や後片付け等を女性の役割としない |
| 7. 女性リーダーを育成する | 8. 活動する上で必要な情報を提供する |
| 9. 資金的な援助を行う | 10. その他 () |
| 11. 特に必要ない | 12. わからない |

V 就労について

問14 女性の仕事について、あなたの理想と現実に一番近いものはどれですか。男性の場合はあなたのパートナーについて（いない場合はいると仮定して）お答えください。

※項目ごと縦に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	① 自分の理想	② 現実
結婚や出産後も、ずっと仕事は続ける	1	1
子育ての時期に一時的にやめて、その後はフルタイムで仕事を続ける	2	2
子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける	3	3
子どもができれば仕事はやめる	4	4
結婚したら仕事はやめる	5	5
仕事はもたない	6	6
わからない	7	7

問15 問14の「②現実」で、「2」～「6」を選んだ方におたずねします。

その理由は何ですか。(○はいくつでも)

1. 家事・育児に専念したい（したかった）から
2. 保育施設等が充実していない（いなかった）から
3. 夫や家族の理解が得られない（得られなかった）から
4. 職場の慣行や雰囲気です仕事を続けることはできない（できなかった）から
5. 仕事と家事・育児の両立は大変だ（だった）から
6. その他（)

問16 働いている方（パートタイマー、派遣、アルバイトをしている学生も含む）におたずねします。

あなたの職場で現在次のような男女格差がありますか。(○はいくつでも)

1. 同期に同年齢で入社した男女で賃金昇給の差がある
2. 社内研修や教育訓練・出張や視察などの機会に差がある
3. 定年の年齢に男女差がある（慣行を含む）
4. 女性は昇進・昇給が遅い、または望めない
5. 女性が結婚や出産を機に退職する慣行がある
6. 女性が長く就労することを歓迎しない雰囲気がある
7. 女性は補助的な仕事に従事する傾向がある
8. お茶くみなどの雑用は職種にかかわらず女性がすることが多い
9. その他（)
10. 特に男女格差はない

問17 社会全体として女性が働きやすい状況にあると思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 働きやすい | 2. ある程度働きやすい |
| 3. あまり働きやすいとはいえない | 4. 働きにくい |
| 5. わからない | |

問18 問17で「3」「4」と答えた方におたずねします。

そう思う理由は何ですか。(〇は3つまで)

- | |
|------------------------------|
| 1. 女性が働きやすい労働条件・環境が整っていない |
| 2. 能力発揮の場が少ない |
| 3. 働く場が限られている |
| 4. 育児施設・サービスが十分でない |
| 5. 昇進・教育訓練などで男女に差がある |
| 6. 結婚・出産退職の慣行がある |
| 7. 男性は仕事、女性は家庭という社会通念がある |
| 8. 家族の理解、協力が得にくい |
| 9. 職場や職場の周りの人々の協力が得にくい |
| 10. セクシュアル・ハラスメントの被害にあうことがある |
| 11. その他 () |

問19 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えることどのような影響があると思いますか。(〇はいくつでも)

- | |
|--|
| 1. 多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される |
| 2. 人材・労働力の確保につながり、社会全体に活力を与えることができる |
| 3. 女性の声が反映されやすくなる |
| 4. 国際社会から好印象を得ることができる |
| 5. 男女問わず優秀な人材が活躍できるようになる |
| 6. 男女問わず仕事と家庭の両方を優先しやすい社会になる |
| 7. 労働時間の短縮など働き方の見直しが進む |
| 8. 男性の家事・育児などへの参加が増える |
| 9. 今より仕事以外のことが優先され、業務に支障を来すことが多くなる |
| 10. 男性のポストが減り、男性が活躍しづらくなる |
| 11. 保育・介護などの公的サービスの必要性が増大し、家計負担及び公的負担が増大する |
| 12. その他 () |
| 13. 特にない |
| 14. わからない |

VI 教育について

【子どもがいる、いないにかかわらずお答えください】

問20 子どもの育て方についてあなたはどうお考えですか。(○は1つ)

1. 男の子だから、女の子だからということを重視して育てる方がよい 2. 性別にかかわらず子どもの個性を重視して育てる方がよい 3. どちらともいえない 4. その他 ()
--

問21 子どもにはどこまで進学することを期待しますか。女の子と男の子の場合についてそれぞれお答えください。

※項目ごと縦に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	① 女 の 子	② 男 の 子
高等学校まで	1	1
専門学校・各種学校まで	2	2
短期大学・高等専門学校まで	3	3
大学まで	4	4
大学院まで	5	5
その他 ()	6	6

問22 男女共同参画社会を実現するために、学校教育の場でどのようなことが大切だと思いますか。(○は3つまで)

1. 心身の発育について正しく理解し、生命や性を尊重する教育を充実する 2. 互いのよさを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を充実する 3. 性別にかかわらず生徒個人の希望や能力にもとづいて、進路指導や職業教育を行う 4. 学校生活で性別により固定化された役割分担をなくす 5. 教職員の男女共同参画意識を高める研修を充実する 6. PTAなどを通じて、男女共同参画意識を高めるための啓発活動を充実する 7. 学校のクラス名簿に男女別名簿ではなく男女混合名簿の導入を推進する 8. 女性の校長や教頭を増やす 9. 今のままでよい 10. その他 ()
--

Ⅶ 女性の政策参画について

問23 次の①～④の各分野でその方針や政策を決めるとき、女性の意見はどの程度反映されていると思いますか。

※項目ごと横に見てお答えください (○はそれぞれ1つつつ)	十分に 反映されて いる	ある 程度 反映されて いる	あまり 反映されて いない	全く 反映されて いない	どちらとも いえない	わから ない
①職場で	1	2	3	4	5	6
②地域社会で	1	2	3	4	5	6
③市政・県政の場で	1	2	3	4	5	6
④国政の場で	1	2	3	4	5	6

問24 現在、わが国の政策や方針決定過程への女性の参画状況は先進国の中で特に低くなっています。その理由はなんだと思いますか。(○はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭・地域・職場における固定的な性別役割分担、性差別意識 2. 男性中心の組織運営 3. 女性の能力開発の機会が不十分 4. 女性の活動を支援するネットワークの不足 5. 女性が積極的でない 6. 家族の理解や協力がでない 7. その他 () 8. わからない

問25 女性の意見を政治や行政に十分反映させるためには、どのようなことが最も効果があると思いますか。(○は2つまで)

<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性議員が多くなること 2. 官公庁での管理職や審議会等の委員など公職に就く女性が増えること 3. 一般の女性の自主的な活動が盛んになること 4. 女性の意見や考え方を聞く機会を増やし、行政もその意見を取り上げるよう努力すること 5. 女性の能力開発の機会を設けること 6. 女性自身の政治への関心を高めること 7. その他 () 8. わからない

Ⅷ 人権・暴力について

【次のドメスティック・バイオレンス（DV）についての説明を読んだうえで、お答えください】

ドメスティック・バイオレンスとは、一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力をいい、身体的（なぐる、物を投げつける等）、精神的（暴言をはく等）、経済的（生活費を渡さない等）、性的（性的行為を強要する等）行為など様々な形態があります。

問26 配偶者等からの暴力は、多くの場合、女性が被害者となっています。このような配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）について、あなたはどのように思いますか。

※項目ごと横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
①ドメスティック・バイオレンスは人権を侵害する行為である	1	2	3	4
②どんな理由があっても暴力はふるうべきではない	1	2	3	4
③暴力をふるわれる方にも問題がある	1	2	3	4
④暴力をふるう相手と別れたいのであれば、いつでも別れられると思う	1	2	3	4
⑤暴力は個人的な問題ではなく、社会的に対策が必要な問題だ	1	2	3	4
⑥夫婦間の暴力であっても、求めに応じて警察や行政の相談機関が積極的に関わるべきである	1	2	3	4

問27 現在または過去に配偶者（結婚していないが一緒に暮らしている場合も含む）がいる（いた）方におたずねします。

※該当しない方は問28へ

（1）これまでに、あなたの配偶者から次の①～④のようなことをされたことがありますか。

※項目ごと横に見てお答えください （○はそれぞれ1つずつ）	まったく ない	1・2 度あ った	何 度 も あ っ た
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
③生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど経済的な圧迫を受けた	1	2	3
④避妊に協力しなかったり、いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

（2）問27（1）で「2」「3」と答えた方におたずねします。

①その相手から受けた暴力によって、命の危険を感じたことがありますか。（○は1つ）

1. ある	2. ない
-------	-------

②問27（1）のような暴力を、現在（この1年間を含む）も受けていますか。（○は1つ）

1. 現在（この1年間を含む）も受けている
2. 受けていない

問28 あなたが10代から20代の時、交際相手がありましたか。結婚している（いた）方は結婚前についてお答えください。（○は1つ）

1. 交際相手がいた（いる）
2. 交際相手はいなかった（いない）

問29 問28で「1」と答えた方におたずねします。

(1) あなたはその当時、恋人や元恋人などの交際相手から、次の①～④のようなことをされたことがありますか。

※項目ごと横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	まったく ない	1・2 度あ った	何 度 も あ っ た
①なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
②人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
③生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど経済的な圧迫を受けた	1	2	3
④避妊に協力しなかったり、いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

(2) 問29(1)で「2」「3」と答えた方におたずねします。

その相手から受けた暴力によって、命の危険を感じたことがありますか。(○は1つ)

1. ある	2. ない
-------	-------

問30 問27(1)または問29(1)で「2」「3」と答えた方におたずねします。

あなたはこれまでに、配偶者や交際相手から受けた行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。(○はいくつでも)

1. 家族に相談した 2. 友人・知人に相談した 3. 行政機関に相談した(鹿児島市男女共同参画センター(サンエールかごしま相談室)、鹿児島県男女共同参画センター、鹿児島市女性相談室、鹿児島県女性相談センター、福祉事務所、保健所、法務局など) 4. 警察に連絡・相談した 5. 学校に相談した(教師、養護教諭、スクールカウンセラーなど) 6. 弁護士に相談した 7. 医師に相談した 8. 民間のカウンセリングルームに相談した 9. その他() 10. どこ(だれ)にも相談しなかった
--

問31 問30で「10」と答えた方におたずねします。

どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。（〇はいくつでも）

1. どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかったから
2. 相談する人が近くにいなかったから
3. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
4. 相談しても無駄だと思ったから
5. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
6. 相手に「誰にも言うな」と脅されたから
7. 子どもに危害が及ぶと思ったから
8. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
9. 自分にも悪いところがあると思ったから
10. 個人的なことなので、人に相談せず自分で解決しようと思ったから
11. 担当者の言動により不快な思いをすと思ったから
12. 世間体が悪いから
13. 他人を巻き込みたくなかったから
14. 他人に知られると、これまでの付き合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから
15. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
16. そのことについて思い出したくなかったから
17. 相談するほどのことではないと思ったから
18. 家族なのだから我慢するよう言われるのではないかと思ったから
19. 相談することによって自分の望まない結果になるのではと思ったから（離婚・別居など）
20. その他（)

問32 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

（〇はいくつでも）

1. 家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
2. 学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う
3. 地域で、暴力を防止するための研修会・イベントなどを行う
4. メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
5. 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
6. 警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う
7. 暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
8. 加害者への罰則を強化する
9. 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、コンピューターゲームなど）を規制する
10. その他（)
11. 特にない

IX 男女共同参画に関する用語について

問33 あなたは次の言葉を知っていますか。

※項目ごと横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	言葉も内容も知っている	言葉だけは知っている	言葉も内容も知らない
①男女共同参画社会基本法	1	2	3
②女子差別撤廃条約	1	2	3
③男女雇用機会均等法	1	2	3
④配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)	1	2	3
⑤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	1	2	3
⑥ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	1	2	3
⑦ジェンダー (社会的・文化的に形成された性別)	1	2	3
⑧リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1	2	3
⑨ワーク・ライフ・バランス	1	2	3
⑩ダイバーシティ	1	2	3
⑪SOGI (ソジ)	1	2	3
⑫鹿児島市男女共同参画計画	1	2	3
⑬鹿児島市男女共同参画条例	1	2	3

※別紙で用語解説を同封しています。

X 行政について

問34 「男女共同参画社会」を形成していくため、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(〇はいくつでも)

1. 法律や制度の面での見直しを行う
2. 女性を政策や方針決定の場に積極的に登用する
3. 女性団体や女性のリーダーを養成する
4. 職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底を行う
5. 女性の就労の機会を増やしたり、従来女性の就労が少なかった分野などへの女性の進出を促進するための職業教育や訓練を充実する
6. 男女が共に家庭と仕事を両立できるような労働環境の整備を行う
7. 保育所や児童クラブなどの施設や育児サービス、制度の充実を図る
8. 高齢者や障害者に対する施設・介護支援などの福祉政策を充実する
9. 学校教育の場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
10. 女性や男性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などのセンターを充実する
11. 女性に対する暴力を根絶するための取組を進める
12. その他 ()
13. 特になし

自由意見

問35 男女共同参画に対するご意見やお考えを自由にお書き下さい。

※個別の回答が必要な「相談」や「質問」については、鹿児島市男女共同参画推進課(TEL813-0852)へ直接お問い合わせください。

ご協力ありがとうございました

記入漏れがないかお確かめのうえ、同封の返信用封筒に入れて

8月28日(金)までにポストに投函してください。(切手はいりません)

◆ 用語解説 ◆

用語	内容
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成を推進する上で法的根拠となる法律。1999年6月制定。前文では、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが明確にされている。
女子差別撤廃条約	1979年に国連総会で採択され、日本は、1984年の国籍法の改正、1985年の男女雇用機会均等法の制定、家庭科教育の見直しなどの条件整備を経て、1985年に批准。あらゆる分野の性差別を許さず、男女平等の実現には男女の伝統的役割の変更が不可欠であるとしている。
男女雇用機会均等法	雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを目的とする法律。1986年4月施行。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。2001年10月施行。同居の恋人からの暴力もこの法律の対象となる。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することで、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする法律。2015年に施行された10年間（2026年3月31日まで）の時限立法。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。（例：審議会等委員への女性の登用のための目標設定）
ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	人間の性と生殖に関するすべての側面において、単に疾病や障害がないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。また、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、いつ何人子どもを産むか（産まないか）を決める自由と責任を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことで、実現に向けて官民一体となった取組が進められている。仕事と生活の調和が実現することにより、男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開でき、仕事の充実と仕事以外の生活の充実が好循環をもたらすとされている。
ダイバーシティ	「多様性」のことで、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
SOGI（ソジ）	Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字のことで、性的指向/性自認のことをいう。例えば、LGBTがレスビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーという「誰」を指すのに対して、SOGIは「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という「状態」を指し、誰もが持っている要素である。
鹿児島市男女共同参画計画	本市の男女共同参画社会の形成を目指す行動計画で、現在の第2次計画は、平成24年度から令和3年度までを計画期間とする。3つの基本目標の実現に向け、5つの視点に立って市民と行政が一体となった取組を進めている。
鹿児島市男女共同参画推進条例	男女共同参画の基本理念を明確にし、市民、事業者、行政が一体となった取組をより一層推進するため、平成26年4月1日に施行。市、市民、事業者、市民団体、教育に携わる者の役割や、男女共同参画を阻害する行為の禁止などが盛り込まれている。